令和４年５月
畜産振興課

# 家畜の飼養管理指針等に関するＱ＆Ａ（案）

## ○全体

| |
|---|
| １　今回、国において本指針を発出することになった背景を教えてください。 |

（回答）

近年、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められる中、国際獣疫事務局（0IE）では、「陸生動物衛生規約」（0IE コード）において、畜種ごとのアニマルウェルフェアに関するコードが順次採択されてきました。

このような国際的な動向も踏まえ、農林水産省としては、平成 29 年及び令和２年に「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（畜産振興課長通知）を発出するとともに、畜種別の飼養管理方法については、公益社団法人畜産技術協会（畜技協）が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の普及を支援してきました。

また、令和３年５月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、「科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの向上を図るための技術的な対応の開発・普及」を図ることとするとともに、令和２年３月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、2030 年に農林水産物・食品の輸出目標額５兆円を目指すこととし、牛肉については 3,600 億円と意欲的な目標を設定するなど我が国の畜産物も国際的な動向に配慮した生産が求められています。

このような中、我が国も加盟する 0IE において、これまでに①殺処分、②輸送、③肉用牛、④ブロイラー、⑤乳用牛、⑥役用馬及び⑦豚のコードが総会で採択されるとともに、⑧採卵鶏については、加盟国間の意見の隔たりが大きく令和３年５月の総会においては採択には至らなかったものの、多様な飼養形態を認めるコード案が 0IE 事務局から示され、我が国はこれを支持している状況にあります。

このため、今般、我が国としてアニマルウェルフェアについて 0IE コード（採卵鶏については令和３年５月の総会に諮られた 0IE 事務局による案をいう。以下同じ。）により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本理念を改めて周知することとし、畜技協が各畜種ごとに作成した飼養管理指針を普及するというこれまでの方針を改め、農林水産省において畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を示し、その普及を図っていくこととしました。

| |
|---|
| ２　本指針と 0IE コードの関係を教えてください。 |

（回答）

近年、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められる中、我が国も加盟している 0IE において、これまでに①殺処分、②輸送、③肉用牛、④ブロイラー、⑤乳用

牛、⑥役用馬及び⑦豚の OIE コードが総会で採択されるとともに、⑧採卵鶏については、加盟国間の意見の隔たりが大きく令和３年５月の総会においては採択には至らなかったものの、多様な飼養形態を認めるコード案が示され、我が国はこれを支持している状況にあります。

このため、本指針は、我が国の家畜の飼養者等が OIE コードにより示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくことができるよう、農林水産省として、我が国の家畜の飼養実態を踏まえ、具体的な対応を示したものです。

| |
|---|
| ３　【実施が推奨される事項】と【将来的に実施が推奨される事項】について教えてください。 |

（回答）

OIE コードでは、「should」（～すべき）と記述されている事項と「desirable」（望ましい）等と記述されている事項があることから、本指針案では、「should」（～すべき）で記述されている事項については【実施が推奨される事項】、「desirable」（望ましい）等で記述されている事項については【将来的に実施が推奨される事項】として整理しています。

それぞれの事項についての生産現場での取組が進むよう、【実施が推奨される事項】については、今後、農林水産省が実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえて達成目標年度を設定することとしています。また、【将来的に実施が推奨される事項】については、アニマルウェルフェアの取組を進める中で生産者の皆様にその実施を考慮いただきたい事項として、当面、達成目標年度は設定しないこととしています。

| |
|---|
| ４　国の指針は義務ではなく、未達成でも罰則やペナルティーはないのですか。 |

（回答）

本指針は、アニマルウェルフェアの推進に国が主体的に取り組むことを国内外に示すため、国際基準である OIE コードに沿った形で整理したものですが、法律に基づく指針ではないため、罰則やペナルティーを伴うものではありません。

しかし、国民のアニマルウェルフェアに関する関心が高まる中、畜産物の輸出拡大を図るためにも、アニマルウェルフェアの世界基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。すべての生産者の方々に遵守のための取り組みをお願いします。

| |
|---|
| ５　去勢、断尾、歯切り等を行う際に、「獣医師等の指導の下」とありますが、「等」とは誰ですか。また、「獣医師等の指導の下」であれば、獣医師以外の者が実施しても、獣医師法等関係法令に違反しないと解してよろしいか。 |

（回答）

「獣医師等」の「等」は、当該処置に係る知識と熟練した技術を有する者を想定しています。

去勢、断尾、歯切り等痛みを伴う処置については、獣医師法等関連法令に留意して実施することが必要です。

| |
|---|
| 6　本指針の達成状況は、誰がどのように把握・調査するのですか。例えば、各畜種の生産者団体による自主的な調査か、都道府県等の行政機関による調査ですか。 |

（回答）

本指針の各事項の達成状況は、国が都道府県や関係団体の協力の下に実施するモニタリング調査により把握する予定です。

**〇乳用牛**

| |
|---|
| 1　飼養方式の項目において、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」とありますが、土地の制約があり運動をさせることが難しい場合などは、どう対応したらよいのですか。 |

（回答）

乳用牛は１日のうち休息に費やす行動時間が最も長いため、休息時間の質と量を十分に確保することが乳用牛のアニマルウェルフェア上では非常に重要です。このため、OIE コードでは、具体的な手法について、敷料又はゴムマット等の提供、快適に起立し横臥できる環境の確保のために、乳用牛が休息し、自然な姿勢で起き上がり、立ち上がる際には頭を自由に動かせ、毛繕いするのに十分な空間が設けられることが必要と記載されています。

このように十分な休息を確保した上で、OIE コードでは、「タイストール牛舎で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれない状態で十分な運動ができるようにするものとする」とされていますが、具体的な手法については記載がありません。

このため、現在運動場をお持ちであればこれを活用し、運動場のない場合には牛舎内の利用可能なスペースを活用し、例えば１週間に一度など定期的となるよう順番に飼養している牛に運動の時間を提供するなど、それぞれの経営内で工夫して、運動の機会を確保するよう努めてください。

２　牛舎が狭く、分娩区域を設置するスペースがありません。どうしたらよいのですか。

（回答）

新たに牛舎を建て増しすることにより、分娩房を設けることを求めるものではありません。

例えば、牛舎内の休憩室の近くや入り口の近くに分娩前の牛を繋ぐようにするなど、監視が行い易いようにし、分娩に伴う事故の防止に努めてください。

３　断尾を禁止されると搾乳時等にケガをするおそれがあります。どう対応したらよいのですか。

（回答）

断尾によってハエやアブ等の害虫を追い払うことができなくなることにより、牛がストレスを感じたり、牛体に付着する害虫が多くなるため、断尾は実施しないことが推奨されます。

搾乳時等にケガをするおそれを回避するためには、尾房のトリミングや搾乳時にひもを使って尾を固定する等の対応を検討してください。

４　母子分離及び離乳の項目において、「同体格の牛で群飼する」とありますが、群飼できない場合はどうしたらよいのですか。

（回答）

新たに育成牛を飼養するための育成牛舎を設けることを求めるものではありません。

例えば、育成牛は互いに姿が見えるようにすることにより、一つのまとまりとして飼養するなど、群飼と同様の社会性を獲得できるような飼養に努めてください。

**○肉用牛**

１　「去勢は３か月齢までに実施」とありますが、離乳時のストレス等があり、どうしても３か月齢までにできません。どうしたらよいのですか。

（回答）

牛の去勢の実施時期が３か月齢を超える場合には、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤投与の下で実施することを推奨します。なお、和子牛の場合には性成熟が遅いため、４か月齢でないと確実に去勢できないとのご意見も聞いていることから、適切な去勢時期に関する科学的なデータを収集しているところです。

| |
|---|
| 2　去勢について、推奨される方法には具体的にどのようなものがありますか。 |

（回答）

OIE コードには、肉用牛に使用される去勢の方法として、精巣の外科的摘出、虚血法、精索の挫滅といった方法が記載されています。

| |
|---|
| 3　２か月齢を超える除角は麻酔が必要なので、常に獣医師が実施しなければなりませんか。 |

（回答）

２か月齢を超えると角が頭蓋骨に付着し、当該月齢以降の除角は牛へのストレスが大きいため、常に麻酔薬を使用することを推奨しています。麻酔薬の使用は、獣医師法により獣医師に限られていますので、２か月齢を超える除角時の麻酔薬の投与は獣医師が実施することとなります。

| |
|---|
| 4　現場で獣医師が不足する中、除角のために獣医師は呼べません。どう対応したらよいのですか。 |

（回答）

家畜市場からの導入時や削蹄時など除角の対象牛が一定頭数集まる際に、獣医師による麻酔薬の投与による除角を検討いただくとともに、生産者個々の努力では対応できない取組については地域ぐるみでの対応も検討してください。

また、どうしても生後２か月齢以降に除角せざるを得ず、かつ、獣医師の確保ができない場合には、角カバーの装着や角先の研磨などの代替方法も検討してください。

| |
|---|
| 5　対米輸出施設において鼻環が使えなくなると聞いていますが、将来的には家畜市場や農家でも使えなくなるのですか。 |

（回答）

対米輸出施設において、鼻環を用いた牽引については、米国当局から、苦痛を最小限にしなければならないとする米国の規則に反するとの指摘がありました。これを受け、現在、安定的な輸出の確保の観点から簡易頭絡の開発や輸出施設における肉用牛の取扱マニュアルの作成を進めているところです。

しかしながら、OIE コードでは鼻環の装着を禁止しておりませんが、本指針案においても、「可能な限り苦痛を生じさせないよう、素早く適切な位置に装着し、過度に捻る等不適切な使用はしない」、「鼻環に強い力がかかることが想定される場合には、頭絡を装着するなどの代替措置を検討する」との記述としておりますので、農場における鼻環の装着・使用の際には、牛に苦痛を与えないよう留意してください。

なお、米国からは家畜市場や農場における鼻環の装着・牽引については指摘されておりません。

| |
|---|
| 6　未経産牛は成熟するまで繁殖に供しないとありますが、黒毛和種であれば一般に成熟したと判断できる月齢はどれくらいですか。 |

（回答）

黒毛和種を含む、我が国で飼養される肉用牛の品種では、普通の発育を示す雌牛で 10 か月齢には性成熟に達するとされていますが、栄養状態によっては性成熟の時期が大幅に遅延するので、適切な飼養管理を行うことが重要です。

なお、繁殖供用開始時の体格条件は、品種やフレームサイズなどによって多少の差はありますが、日本飼養標準においては、最低でも体重 300kg、体高 116cm 以上とすることが望ましいとされており、供用開始は 13～14 か月齢が目標となっています。

**○豚**

| |
|---|
| 1　将来的に繁殖雌豚は群れで飼養することとされますか（ストール飼養が禁止されるのですか。）。 |

（回答）

繁殖雌豚の群れでの飼養については【将来的に実施が推奨される事項】に位置付けており、当面、達成目標年度を設定しないものの、アニマルウェルフェアの取組を進める中で生産者に考慮いただきたい事項としています。

| |
|---|
| 2　歯先の研磨は、実際、どのようにやるのでしょうか。 |

（回答）

やすりや電動グラインダーを用い、第３切歯と犬歯の先端のみ（最大 1/3 程度）を研磨します。その際、研磨しすぎて歯髄（歯の内部、神経が通っている箇所）が露出してしまうと、痛みや歯肉炎のため子豚の母乳摂取量が低下し、子豚の増体量が低下したり事故率が上昇するという報告もありますので、歯髄まで達しないように注意してください。

| |
|---|
| 3　免疫去勢について国内の実施状況や成功率、実施の際の留意点について教えてください。また、確実に実施できた場合、生産コストや格付等にも影響は出ますか。 |

（回答）

日本国内においては、免疫学的去勢製剤を用いた去勢はほとんど実施されていないのが実情ですが、欧米諸国においては相当数の販売実績があるようです。

我が国において商業ベースで活用されていない理由としては、生産者や販売メーカーからの聞き取りを踏まえると、

① 免疫学的去勢製剤による去勢を受けた個体では、出荷時までに睾丸が萎縮しきらないケースが一定数発生し、その場合、「雄」に区分されることにより取引単価が低下するおそれがある

② 当該薬剤は我が国でも薬事承認を受けており、使用した個体由来の食肉の安全性は担保されているものの、「去勢する薬剤」自体への消費者の忌避感が生じるおそれがある

ことによるのではないかと推察されます。

一方で、免疫学的去勢製剤の投与により、赤身の割合が増えることで、背脂肪厚が薄くなり得るという利点があるとの報告もあることから、バークシャー種などの特定の品種では他の品種よりも活用しやすいと考えられています。

また、コストについては、販売メーカーからの聞き取りによると、２回接種により１頭あたり数百円とのことです。

なお、免疫学的去勢製剤を利用する際には、用法・用量に従って使用してください。

**○採卵鶏**

| |
|---|
| １　将来的には、止まり木等を設置しなければならなくなるのでしょうか（バタリーケージでの飼養が禁止されるのでしょうか。）。 |

（回答）

採卵鶏の指針案は、OIE による国際基準が定められていないことから、昨年５月の OIE 総会での採択にかけられた OIE 事務局による最新のコード案に沿う形で整理しており、多様な飼養方式を認め、バタリーケージでの飼養は禁止していません。

一方、付帯設備である砂浴びのエリア、ついばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木については、【将来的な実施が推奨される事項】として、これらを設ける場合の留意事項を記述しています。【将来的に実施が推奨される事項】に整理されるので、当面、達成目標年度を設定しないものの、アニマルウェルフェアの取組を進める中で生産者に考慮いただきたい事項としています。

## ○家畜の輸送

| |
|---|
| 1　「長時間の輸送」とありますが、具体的にどれくらいの時間なのでしょうか。 |

（回答）

家畜の輸送に伴うストレスは、品種、当該家畜のストレスへ耐性（幼齢、老齢、妊娠中等）、当該家畜の輸送経験値、輸送中の飼養面積、道路の状況、天候等の要因により変化することから、一概に「長時間の輸送」に該当する輸送時間について言及できません。

輸送管理者（飼養者又は車両の運転手等）は、予め輸送計画を立て輸送にかかる時間が短くなるよう努めるとともに、通常の給餌・給水時刻を考慮し、輸送中の家畜の状態を適宜観察しながら、必要に応じて給餌・給水・休息を行うことが必要です。

| |
|---|
| 2　「電気棒や電気ムチは、やむを得ない場合を除いて使用しない。」とありますが、「やむを得ない場合」とは、どのような場合ですか。 |

（回答）

家畜の積み込みや積み下ろしや輸送のために家畜を移動させたり捕まえたりする場合は、

・家畜の取扱いについて知識を習得する
・家畜の頭羽数に応じた人数を確保する
・十分な時間を確保する

こと等に留意し、突発的な行動や手荒な取扱いを避け、家畜がパニックを起こしたり、転倒やスリップ、転落したりしないように注意し、必要な場合は、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用います。

これらのことを行っても、なお牛や豚がその場所に留まる状況が続いた場合や牛や豚が暴れて作業者の身に危険が及びそうな場合などは“やむを得ない場合”として、前方に移動できるスペースがあることを確認した上で、電気棒や電気ムチを最低限の回数で使用してください。